

令和2年度総社市 介護保険事業者集団指導資料

令和3年3月

目次

- 1 補足給付について
- 2 高額介護サービス費について
- 3 要介護認定の見直し
- 4 第8期総社市介護保険事業計画
- 5 総社市介護保険関係施設事業所ネットワークについて

※以下の内容については、別添資料にてご確認ください。

介護報酬改定

介護給付費算定に係る体制等に関する届出書

介護予防・日常生活支援総合事業費算定に係る体制等に関する届出書

介護職員処遇改善加算計画書・介護職員等特定処遇改善計画書

1 補足給付について(令和3年8月サービス利用分から実施予定)

- ・ショートステイ利用者の負担限度額の見直し, 第3段階の細分化, 預貯金要件の見直しがあります。

※ () は月額

段階 自己負担 限度額	第1段階 ・生活保護被保護者 ・世帯全員が市町村民税非課税の老齢福祉年金受給者	第2段階 ・世帯全員が市町村民税非課税かつ本人年金収入等80万円以下	第3段階 ・世帯全員が市町村民税非課税かつ本人年金収入等80万円超	第4段階 ・世帯に課税者がいる ・本人が市町村民税課税
食費	300円 (0.9万円)	390円 (1.2万円)	650円 (2.0万円)	1392円(※3) (4.2万円)
居住費 ※特別養護老人ホーム・多床室の場合	0円 (0万円)	370円 (1.1万円)	370円 (1.1万円)	855円 (2.6万円)
合計	300円 (0.9万円)	760円 (2.3万円)	1020円 (3.1万円)	2247円 (6.8万円)

(※1) ショートステイにおける食費(日額)について、以下のとおり見直し。

第2段階 : 600円【現状より210円増額】

第3段階① : 1000円【現状より350円増額】

第3段階② : 1300円【現状より650円増額】

(※2) 預貯金要件(現行1,000万円以下)について、以下のとおり見直し。

第2段階 : 650万円以下

第3段階① : 550万円以下

第3段階② : 500万円以下

(※3) 食費の基準費用額(現行1,392円/日)について、1445円/日(+53円)に見直し。

第3段階①	第3段階②
・世帯全員が市町村民税非課税かつ本人年金収入等120万円以下 ⇒合計1020円(食費650円+居住費370円)【現状維持】	・世帯全員が市町村民税非課税かつ本人年金収入等120万円超 ⇒合計1730円(食費1360円【現状より710円(2.2万円)増額】+居住費370円)

(令和3年1月全国厚生労働関係部局長会議資料より抜粋)

2 高額介護サービス費について(令和3年8月サービス利用分から実施予定)

- ・ 高額介護(予防)サービス費の負担上限額の見直しがあります。

介護保険の自己負担限度額 (月額)			
収入要件	世帯の上限額		
現役並み所得相当 (年収約383万円以上) (注:平成29年見直し前の基準※1)	44,400円(※2) <small>第二号被保険者を含む同一世帯の者のサービス自己負担額の合計</small>	①年収約1,160万円以上	140,100円
		②年収約770万～約1160万円	93,000円
		③年収約383万～約770万円	44,400円
一般	44,400円	一般	44,400円
市町村民税世帯非課税等	24,600円	市町村民税世帯非課税等	24,600円
年金80万円以下等	15,000円	年金80万円以下等	15,000円

(令和3年1月全国厚生労働関係部局長会議資料より抜粋)

3 要介護認定の見直し

【要介護(要支援を含む。)認定有効期間の延長について】

- ・ 要介護認定有効期間について、令和3年4月から、介護保険法施行規則を改正し、認定審査会が判定した被保険者の要介護状態区分が、当該被保険者が現に受けている要介護認定に係る要介護状態区分と同一である場合等において、要介護更新認定における有効期間の上限を**48か月間**とする予定である。

【医療被保険者番号等の要介護認定申請書等への記入について】

- ・ これまでの累次の法改正により、
 - ① 令和2年10月より医療保険レセプト情報等のデータベース(NDB)と介護保険レセプト情報等のデータベース(介護DB)について、各DBの連結解析を可能とするとともに、
 - ② これらのDBの医療・介護データの名寄せ・連結精度の向上に向けて、社会保険診療報酬支払基金等が、医療保険のオンライン資格確認のために管理する被保険者番号の履歴を活用し、正確な連結に必要な情報の安全性を担保しつつ提供することができることとされたところ。
- ・ これを受け、介護データにおいて、介護保険法施行規則を改正し、**医療被保険者番号等を、要介護認定等申請時に記入を求めることで取得することとした**。なお、住民基本台帳やマイナンバー連携等により確認が可能である場合は、申請者に改めて記載を求める必要はないため、運用にあたっては留意いただきたい。
- ・ 施行日については、令和2年改正法の公布の日(令和2年6月12日)から起算して2年を超えない範囲内において**政令で定める日より施行すること**としていることから、追って詳細をお示しする。

65歳以上の方からの要介護認定等申請で医療保険の情報を求めることを開始する日について、現時点で定められておりません。定まり次第お知らせいたします。

※65歳未満の方からの申請の際は、これまでどおり医療保険被保険者証の写しの提出をお願いいたします。

(令和3年3月全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議資料より抜粋)

4 第8期(令和3～5年度)総社市介護保険事業計画

【基本理念】

住み慣れた地域で安心していきいきと暮らせるまち

【基本目標】

- ①住み慣れた地域でいきいきと暮らせるまちづくり
- ②いつまでも安心して暮らせるまちづくり
- ③自分らしさを大切に暮らせるまちづくり
- ④効果的な介護サービス等が安定して受けられるまちづくり

【第8期計画期間中の介護保険料基準額】

・年額68,400円(月額5,700円)

【第8期計画期間中の介護保険料】

・右表(第1号被保険者の所得段階別保険料)参照

※第8期総社市介護保険事業計画の冊子データは追って総社市ホームページに掲載いたします。

[図表 7-2-4: 第1号被保険者の所得段階別保険料]

段階	対象者	保険料率	保険料 (年額)	
第1段階	生活保護受給者 老齢福祉年金受給者で世帯全員が住民税非課税の方 世帯全員が住民税非課税の方で、前年の合計所得金額(公的年金等に係る所得を除く)と課税年金収入金額の合計が80万円以下の方	0.30	20,600円	
第2段階	世帯全員が住民税非課税の方で、前年の合計所得金額(公的年金等に係る所得を除く)と課税年金収入金額の合計が80万円を超え120万円以下の方	0.50	34,200円	
第3段階	世帯全員が住民税非課税の方で、第1段階・第2段階に該当しない方	0.70	47,900円	
第4段階	世帯の誰かが住民税課税だが、本人は住民税非課税で前年の合計所得金額(公的年金等に係る所得を除く)と課税年金収入金額の合計が80万円以下の方	0.90	61,500円	
第5段階	世帯の誰かが住民税課税だが、本人は住民税非課税で第4段階に該当しない方	1.00	68,400円	基準額
第6段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が120万円未満の方	1.20	82,000円	
第7段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満の方	1.30	88,900円	
第8段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満の方	1.50	102,600円	
第9段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が320万円以上450万円未満の方	1.70	116,200円	
第10段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が450万円以上の方	1.90	129,900円	

※保険料率は低所得者負担軽減後の率

5 総社市介護保険関係施設事業所ネットワークについて①

・【発足】令和2年10月28日(令和2年11月5日発足式)

・【目的】高齢者が住み慣れた地域で安心して生活できるよう、総社市内における新型コロナウイルス感染症発生事例を契機とし、市内の介護保険法に定める介護保険関係施設事業所等と関係者間のネットワークを構築し、災害及び介護保険関係施設事業所等がその事業を継続することが困難となりうる感染症の発生に対応するための情報共有等を図ることを目的に、総社市介護保険関係施設事業所ネットワークを設置する。

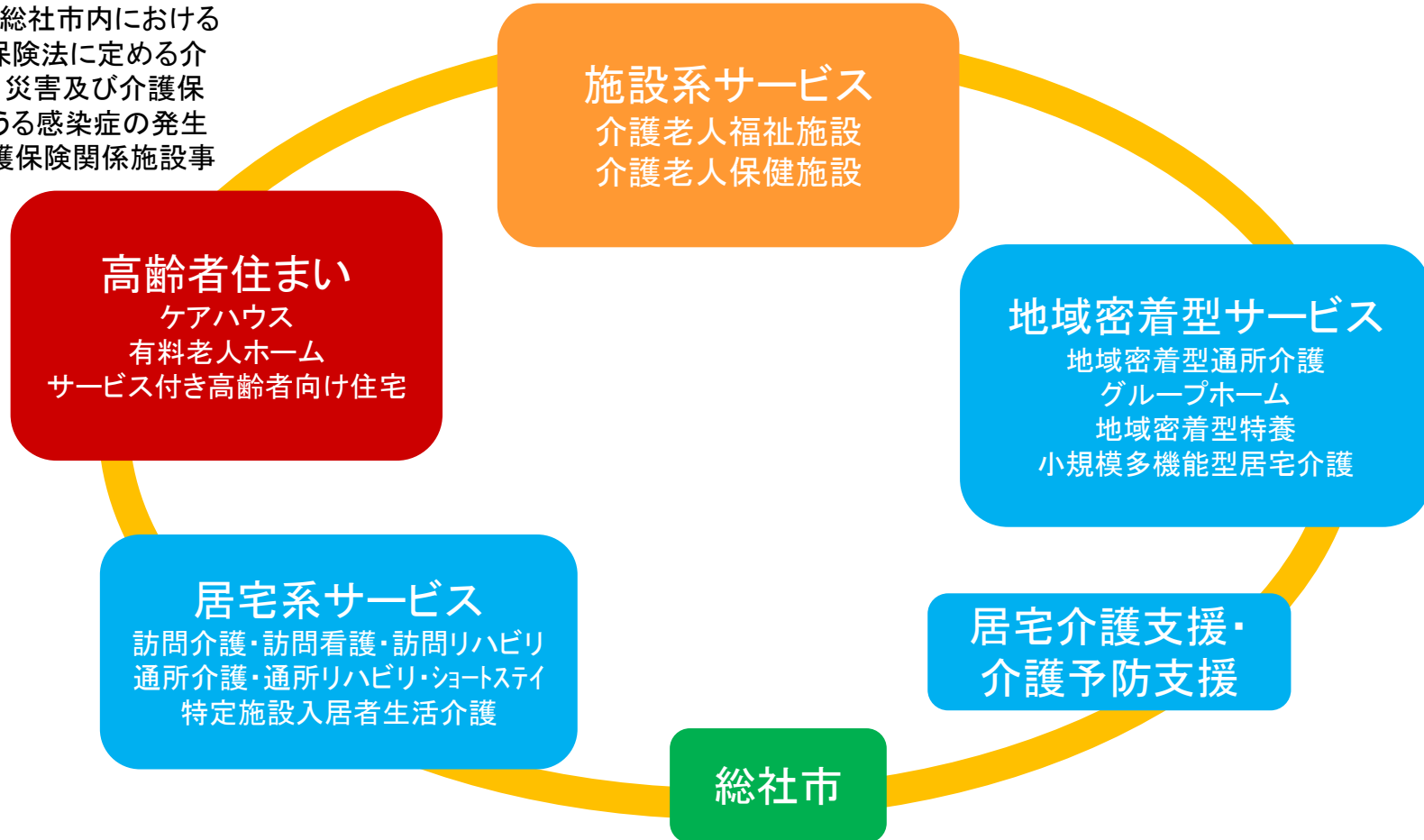
情報連携ネットワーク構築 (メールアドレスの一元化)

【平常時】

- 情報発信, 情報共有
- 防災, 感染予防対策の検討

【緊急時(災害・感染症)】

- 緊急対策
- 物資提供



介護保険関係施設・事業所と市が絆を結び、一丸となって高齢者の安心と生活を守っていく

5 総社市介護保険関係施設事業所ネットワークについて②

メールアドレス登録のお願い

総社市介護保険関係施設事業所ネットワークでは、事業者の皆様に情報発信を行うため、メールアドレスをお知らせいただいております。メールアドレスの登録が未了の事業所及び登録しているメールアドレスに変更が生じる事業所は、以下の内容を総社市長寿介護課(choju@city.soja.okayama.jp)にお送りください。

タイトル 【事業所名】ネットワーク登録メールアドレスについて

- 本文
- ・事業所名
 - ・事業所電話番号
 - ・サービス種類
 - ・メールアドレス(変更の場合は変更後のメールアドレス)
 - ・担当者氏名